

第3次小城市男女共同参画プラン 体系一覧(案)

資料3-1

目標	基本目標	施策の方向	事業	数値目標	担当課	
男女がともに認めあい、支えあい、希望あふれる小城市をめざして	基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	(1) 男女共同参画の意識づくり	1 男女共同参画を推進するための研修会等を開催し、意識啓発を行う。 2 市報やホームページ等を活用し、人権(男女共同参画)に関する情報を提供する。 3 男女共同参画に関する図書等を収集し、図書コーナー等を設置し情報を提供する。 4 男女共同参画の視点に立った市報・ホームページ等を作成する。 5 男女共同参画の視点で活動を行う団体等に必要な情報提供を行い、スキルアップを図る。 6 各種団体等の男女平等や男女共同参画に関する自主的な活動を支援し、連携・協働による意識啓発を行う。	男女共同参画に関する研修会等の啓発実施回数 目標7回 男女共同参画に関する図書購入冊数 目標30冊 男女共同参画推進事業補助金の活用件数 目標1件	企画政策課 企画政策課 文化課 総務課 企画政策課 企画政策課 人権・同和对策室 文化課	
		(2) 男女共同参画に関する教育・学習の推進	7 保育・教育関係者へ男女平等の視点に立った保育・教育のための研修会等を実施する。 8 男女別の職業観にとらわれず、本人の適性・希望に応じたキャリア教育を推進する。 9 じんけんふれあいセミナーや公民館主催事業等において、男女の人権を取り扱った講座を実施し、人権尊重意識の高揚を図る。	男女の人権を取り扱った保育・教育関係者の研修会等受講者数 目標160人	保育幼稚園課 学校教育課 学校教育課 人権・同和对策室 生涯学習課	
	基本目標Ⅱ 男女が共に参画する社会づくり	(3) 家庭や地域における男女共同参画の推進	10 夫婦の家事・育児協力について考えるきっかけとなるよう、パパ・ママ教室を実施する。 11 父親の育児参加を促進するため、父子手帳の配布や、休日(土日等)に親子教室等を開催し、意識啓発を行う。 12 男女がともに自治会活動・コミュニティ活動へ参画することを促進するための意識啓発を行う。 13 男女を問わず、互助として地域住民による高齢者の生活支援の体制づくりを進める。 14 市民活動団体に対し、男女共同参画の啓発を行う。 15 地域における農業の意思決定過程への女性の参画を促進する。 16 県が主催する農業セミナー等に参加を促して、女性の参画を促進する。	地域子育て支援拠点事業の休日開催回数 目標24回 市内行政区における女性区長の割合 目標3.0% 市民活動団体の代表者に占める女性の割合 目標50% 農業委員に占める女性の割合 目標30% 認定就業者に占める女性の人数 目標21人	健康増進課 社会福祉課 企画政策課 高齢障がい支援課 企画政策課 農業委員会 農林水産課	
		(4) 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	17 あらゆる分野で女性の意見が反映されるよう女性リーダーの人材発掘と育成を行う。 18 審議会等の政策・方針決定過程への女性の登用を推進する。	女性人材バンクの登録者数 目標8人 女性委員のいない審議会等の数 目標4	企画政策課 企画政策課 関係各課	
		基本目標Ⅲ 仕事と生活の調和が実現できる環境づくり 【小城市女性の活躍推進計画】	(5) 女性の活躍推進への意識改革	19 男女共同参画の必要性について、男性にも共感できるよう意識啓発を行う。 20 事業所等に対し、男女共同参画の啓発を行う。 21 男女の育児休業・介護休業の取得促進や労働時間短縮、女性の登用推進等について、事業所等への啓発を行う。 22 ワーク・ライフ・バランス等に関する情報を提供する。 23 事業所等に対し、働き方改革を促す研修会等を実施する。 24 家族経営協定の普及・支援を行う。	市内事業所の経営者に占める女性の割合 目標●% ワーク・ライフ・バランスに関する情報発信回数 目標2回 働き方改革を促す事業所研修会等の開催回数 目標1回	企画政策課 企画政策課 企画政策課 企画政策課 企画政策課 農業委員会
			(6) 女性の活躍に向けた働きやすい環境づくり	25 子育ての手助けを必要としている人に対して子育てサポーターの利用促進を図る。 26 保護者が安心して就労できるよう、保育所・幼稚園・認定こども園等の充実を図る。 27 保護者の多様な就労形態に応じた延長保育等の充実を図る。 28 小児科医院等に併設した施設での病児保育を実施する。 29 保護者が就労等で不在となる児童への安全・安心な居場所づくりを推進するため、放課後児童クラブを実施する。 30 介護の手助けを必要としている人に対して、介護者向けサービス等の利用促進を図る。 31 子育てや介護に関する悩み等を解消するため、相談体制の充実を図る。	子育てサポーターの利用者数 目標1,947人 保育所等待機児童数 目標0人 病児保育室の利用人数 目標675人 放課後児童クラブの入級者数 目標650人	社会福祉課 保育幼稚園課 保育幼稚園課 社会福祉課 教育総務課 高齢障がい支援課 健康増進課 / 社会福祉課 / 学校教育課 / 高齢障がい支援課
	(7) 庁内における男女共同参画の推進		32 男女共同参画についての理解を深めるため、市職員へ意識啓発を行う。 33 「女性の活躍推進法」に基づく、小城市特定事業主行動計画を推進する。 34 市の管理・監督職に女性の登用を推進する。 35 市職員の育児休業・介護休業制度等の取得促進に取り組む。 36 市職員の多様な働き方を実現できる職場環境を整えるため、テレワークを推進する。 37 市職員のハラスメント研修を充実し、庁内相談窓口の周知を図る。	男女共同参画に関する市職員へ向けた啓発回数 目標1~2回 男性市職員の配偶者出産休暇や配偶者出産時育児休暇の取得割合 目標100% ハラスメントに関する市職員研修会の受講者数 目標480人	企画政策課 総務課 総務課 総務課 総務課 総務課	
	基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる社会づくり	(8) 生涯を通じた心と身体の健康づくりの推進	38 児童生徒の発達段階に応じた思春期の保健教育を実施する。 39 妊娠・産後期や更年期など女性の健康管理について支援する。 40 女性特有のがんに関する正しい知識の普及啓発と検診の受診促進を行う。 41 心の健康に関する情報提供を行い、健康相談を実施する。 42 エイズ/HIV、性感染症の予防等に関する情報提供を行う。 43 誰もがスポーツ等を楽しむことができる環境づくりを行う。	①乳がん検診受診率 目標50% ②子宮頸がん検診受診率 目標50%	学校教育課 健康増進課 健康増進課 健康増進課 健康増進課 生涯学習課 健康増進課	
		(9) 生活に困難を抱えたあらゆる人が安心して暮らせる環境づくり	44 ひとり親家庭に対して、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費の助成等により経済的支援を行う。 45 ひとり親家庭への自立に向けた能力開発の相談や支援を行う。 46 高齢者向けの福祉サービスの充実や住民相互の体制づくりを推進する。 47 障がいのある人が安心して生活できる環境づくり、啓発・広報活動を行う。 48 ひとり親・障がい者・高齢者の相談体制や地域の体制づくりの充実、専門的人材の確保・養成を図る。 49 在住外国人に外国語版母子健康手帳を交付する。 50 性の多様性について、正しい知識を持ち、理解が深まるよう啓発を行う。		社会福祉課 社会福祉課 高齢障がい支援課 高齢障がい支援課 社会福祉課 健康増進課 人権・同和对策室 企画政策課 学校教育課	
		(10) ハラスメント等の防止	51 ハラスメントの防止に向けた意識啓発を行う。 52 ハラスメントや性暴力被害の相談窓口を周知する。		企画政策課 企画政策課	
	基本目標Ⅴ 配偶者等に対する暴力のない社会づくり 【小城市配偶者等からの暴力(DV)の防止及び被害者支援基本計画】	(11) 地域防災における男女共同参画の推進	53 防災会議への女性参画を推進し、防災計画に女性の意見を反映させる。 54 女性消防団員の加入の促進や、男女参画による自主防災組織の運営を支援する。 55 男女共同参画の視点で、災害に対する事前の備え、避難所運営を実施する。	防災会議における女性の割合 目標30.0% 市消防団員における女性消防団員の割合 目標2.5%	防災対策課 防災対策課 防災対策課	
		(12) DVを許さない意識づくりの推進	56 DV防止のための広報・啓発活動を行う。 57 暴力を予防・防止するため、早期からの教育・啓発を行う。		企画政策課 社会福祉課 社会福祉課 学校教育課	
		(13) 安心して相談できる体制の整備	58 DVに関する相談窓口の周知を図る。 59 市相談担当者等に対して研修を実施し、DV被害者にかかわる相談体制を充実させる。 60 権利擁護における専門的な相談体制の充実を図り、継続的な支援を行う。 61 DV被害者支援マニュアル等を作成し、庁内相談担当部署間の連携を図りワンストップ化を推進する。 62 被害者の負担を軽減するため庁内相談共通シート等を活用し情報の共有化を図る。 63 被害者等から苦情申し出があった場合、庁内関係課で連携し、迅速な対応を行う。	DV被害者支援市職員研修会の新規採用職員受講率 目標100%	企画政策課 企画政策課 社会福祉課 社会福祉課 社会福祉課 社会福祉課 社会福祉課 市民課	
		(14) 被害者支援の充実	64 被害者及び同伴する子どもの安全確保のための支援を行う。 65 支援措置制度を適切に運用し、住民基本台帳の閲覧等の制限など被害者の保護の措置を行う。 66 被害者支援のためのケース検討会議等を開催し、自立に向けた支援体制を充実させる。 67 被害者に対し、就業支援や法的支援など必要に応じた情報提供を行う。 68 市営住宅の空き住戸が活用できる場合は、被害者への住戸の確保及び活用を提案する。 69 被害者の生活再建へ向けた福祉制度等についての情報を提供し、自立に向けた支援を行う。 70 被害者及び同伴する子どもが円滑に健診や予防接種、就学や保育が行えるよう配慮する。 71 被害者及び同伴する児童に対し、関係機関が連携を図りながら継続的に心理的支援を行う。		社会福祉課 市民課 保育幼稚園課 社会福祉課 社会福祉課 社会福祉課 社会福祉課 市民課 学校教育課 学校教育課	
		(15) 関係機関の連携・協力	72 児童虐待の観点から要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関の連携及び協力の確保を図る。 73 各種相談・健診等においてあらゆる暴力の早期発見に努める。 74 被害者支援に関わる機関との連携を図る。 75 民間のDV被害者支援団体等と連携し、DV防止啓発、被害者の自立支援を行う。		社会福祉課 社会福祉課 社会福祉課 社会福祉課 企画政策課 企画政策課	